2017年6月通常会議 意見書案に対する討論

2017 年 6 月 30 日 杉浦 智子

私はただいま提案されております

<u>意見書案9号</u> ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書 に対する反対討論、

および

意見書案 10号 登山者位置検知システムの導入促進を求める意見書

意見書案 11 号 北陸新幹線の延長工事に伴う、JR湖西線の経営分離に反対する意見書

<u>意見書案 16 号</u> 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律の廃止とギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書

に対する賛成討論を行います。

まず意見書案第9号 ギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書(案)についてですが、関連しますので、意見書案第16号 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律の廃止とギャンブル等依存症対策の抜本的強化を求める意見書(案)についてと併せて討論します。

意見書案第9号は、特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律の成立によりカジノの法制度化を推進することを前提に、ギャンブル等依存症対策の抜本強化を求めていますが、今でさえも深刻なギャンブル等依存症の状況に拍車をかけるようなカジノの合法化を認めるなど本末転倒です。特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律とギャンブル等依存症対策とは相容れないものです。ギャンブル等依存症対策の強化を求めるのであれば、カジノの合法化、解禁推進はすべきではありません。

国会で政府は、カジノは成長戦略の一つと説明してきましたが、もうすでに斜陽産業となりマカオやシンガポールでは売り上げが落ち込んでいると聞き及びます。

また韓国ではカジノによって賭博中毒になるのは、競馬や競輪などよりも多く、罹患率は 59.2% にもなるとのことです。韓国の国の賭博中毒の機関として設置されている「賭博中毒センター」では、「ワンストップシステム」で、予防・治療・リハビリから、もうカジノには行かないという約束をさせた上で、就職支援、教育支援まで含めお金を出して支援をしていますが、そうした対策をしても実態は非常に深刻で、「難民が生まれる」という表現をされるように、離婚や家庭崩壊で家族が離散するけれども、賭博中毒になった本人はカジノに依存しなければ生きていけないから家もない難民になるというのです。

依存症は病気です。しかも完治できないので、一生支援が必要だということです。ギャンブル等の依存症に対応する専門家を育成し、予防からリハビリまでのシステムを開発するなどの対策のために莫大な労力、お金をかけて、社会には大きなマイナスを産むのがカジノの実態であり、他国の状況が、「人の金を巻き上げるだけのもので、付加価値など生まない」、カジノ関連の雇用が増加すれば統計上は雇用効果が生まれたことになりますが、その何倍もの人の所得が失われ、のめり込みや破産で仕事が失われていること、所詮は「博打は博打」、経済活動と呼ぶに値しないことを示しています。日本にはすでに536万人とも言われるギャンブル等依存症に苦しむ人や家族が存在し、深刻な事態となっています。

そもそも賭博が刑法で禁じられている理由の一つは、「国民経済の機能に重大な障害を与えるおそ

れすらあること」と法務省見解にあります。従ってまともな経済活動を阻害するのが賭博だという ことです。

従って特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律は廃止すべきであり、意見書案第9号には反対をし、意見書案第16号に賛成するもので、議員各位のご賛同をお願いするものです。

次に意見書案第 10 号 登山者位置検知システムの導入促進を求める意見書(案)についてであります。

意見書案で述べられているように多発する登山者等の遭難の際には、可能な限り迅速に救助することが重要であることは言うまでもありません。そのためには、遭難者の位置情報を特定するためのシステムが必要です。近年、日本山岳協会や日本山岳救助機構、警察組織などで広く採用されている登山者等の位置検知システムは有効であり、今後より広く有効に活用されることが求められると考えるものです。

滋賀県山岳連盟の遭難防止対策委員の方にお話を伺いますと、この大津市も含め滋賀県下では山岳遭難が昨年度で 100 件を超えるなどうなぎ登りで増加し、死亡に至る悲惨な事故は少ないけれども軽微な遭難が増えているとのことです。大津市域からは比良山系で登山を楽しむ方が入山されることも多く、遭難案件の半数が道迷いだそうです。登山は自然を相手にすることもあり、天候の変化や山道の状況などにより思わぬ事態を招くこともあります。より安全に登山を楽しむために、位置検知システムのような最新の機器の導入も大切ですが、まずは登山の際のルールの徹底が重要であります。

登山には計画書が必要で、必ず作成し、それを誰かに伝えることや登山届けを怠らないことが基本だと強調されていました。今や登山口の登山届け箱以外にも、山岳連盟や警察のホームページからQRコードで書式を出して届けられるそうです。自治体によっては「山岳遭難の防止に関する条例」なるもので登山の届出をさせることで、事前準備の徹底や安否確認、捜索救助活動の迅速化を図ろうと取り組んでいるところもありますが、今一度、国において登山者位置検知システムの導入促進を図られる際に、登山の基本のルールと連携した一体的なシステムの構築を求めることを申し添えて賛成討論といたします。

次に意見書案第 11 号 北陸新幹線の延長工事に伴う、JR湖西線の経営分離に反対する意見書 (案) についてです。

2016年2月本会議において「北陸新幹線延伸建設に伴う湖西線の経営分離に反対する決議」を全会一致で採択し、同じ湖西線沿線の高島市議会とも連携し、国に対し要望を重ねてきたところです。

その後今年の3月、与党の整備新幹線建設推進プロジェクトチーム(PT)が北陸新幹線のルートのうち、京都と新大阪を結ぶ区間について、京都府京田辺市を通る案の採用を正式決定しました。 これで北陸新幹線の全ルートが確定したことになります。今後は並行在来線の取り扱いが大きな課題となってくることは間違いありません。

「並行在来線」とは、新幹線開業により「並行」する形で走る在来の鉄道路線のことで、1990年12月に、その後全国において在来線に並行して新幹線が開業される場合、その在来線の経営は、JRから分離するというルールが政府・与党で合意されました。これはJR各社の負担軽減のために、在来の路線から経営を分離し、都道府県や沿線自治体でつくる第三セクターに経営を移管するなどの形がとられることになっています。民主党政権時には、当時の前原国土交通大臣が見直しを示唆

しましたが、政権が再度交代するもとで、与党合意はその後も引き継がれることとなり、現在に至っています。しかしこれはあくまでも政府・与党の申し合わせであり、法的な定義は存在していません。

並行在来線の経営分離により、第三セクターの運営が地元自治体の財政に大きな負担となることは言うまでもなく、運賃の大幅引き上げや減便などを招き、結果として廃線となった事例もあります。経営分離にあたっては地元自治体の同意という要件が付されていますが、開通による効果の有無により、自治体間での路線の駆け引きの原因となるなど大きな混乱を招いています。

現在湖西線は、1日10万人余りの乗客が利用し、その8割が大津市民であり、生活の足であります。沿線住民にとって在来線の切り捨ては死活問題であり、地域の崩壊にもつながりかねません。沿線地域の住民からは、さらなる人口減少や地域経済の疲弊などの懸念の声が上がり、「湖西線を守る住民の会」なども結成されています。

少子高齢化に伴い、どんな地域に住んでいても、地域交通網を充実させて、安心して住み続けることができることは、湖西線沿線住民のみならず、国民全ての願いです。法的根拠のない「並行在来線の経営分離」の申し合わせを見直すことを含め、地域の実情に合わせて、法整備など必要な対策を講じるよう、国および政府に対して、地方の声を上げ求めていくことは地方議会として当然のことであり、本意見書案に議員各位の賛同を求めるものです。

以上、討論を終わります。